

## 奈良県公安委員会告示第148号

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号）第12条第1項の規定に基づき、奈良県公安委員会における奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の施行に関する規程を次のように定める。

令和7年12月12日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐

奈良県公安委員会における奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の施行に関する規程

（趣旨）

**第1条** この規程は、奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号。以下「公安委員会等情報通信技術活用規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請等に係る電子計算機の技術的基準）

**第2条** 公安委員会等情報通信技術活用規則第3条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、奈良県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電磁的記録を作成した年月日時の記録）

**第3条** 公安委員会等情報通信技術活用規則第4条第2項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力し、又は送信するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

（申請等を行った者を確認するための措置）

**第4条** 公安委員会等情報通信技術活用規則第4条第3項に規定する奈良県公安委員会が定める場合は、奈良県公安委員会が指定する申請等ごとに、奈良県公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ奈良県公安委員会が指定する措置を講ずる場合とする。

（申請等に係る署名等に代わる措置）

**第5条** 公安委員会等情報通信技術活用規則第5条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として奈良県公安委員会が定める措置は、前条に規定する措置とする。  
(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合の措置)

**第6条** 公安委員会等情報通信技術活用規則第6条第1項各号に掲げる場合において、公安委員会等情報通信技術活用規則第4条第1項及び第2項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、奈良県公安委員会が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにして行わなければならない。

（処分通知等に係る電子計算機の技術的基準）

**第7条** 公安委員会等情報通信技術活用規則第7条第1項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、奈良県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。  
(処分通知等を受けることを希望する旨を届け出る方法)

**第8条** 公安委員会等情報通信技術活用規則第9条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、公安委員会等情報通信技術活用規則第4条第1項に規定する方法によって奈良県公安委員会等に届け出るものとする。

## 附 則

この規程は、令和7年12月15日から施行する。